

## 南知多町特殊詐欺防止装置購入費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、特殊詐欺防止装置の普及を促進することにより、深刻化する高齢者の特殊詐欺被害の未然防止を図ることを目的として、町内の住宅（共同住宅を除く。以下同じ。）に特殊詐欺対策装置を設置した者に対してその設置に係る経費の一部を予算の範囲内において補助するため、南知多町特殊詐欺防止装置購入費補助金（以下「補助金」という。）に関し、南知多町補助金等交付規則（昭和50年南知多町規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 迷惑電話

一般消費者を対象とした違法又は不当な手段を用いる商取引及び特殊詐欺（対面することなく人を欺き、現金その他の財物をだまし取る行為をいう。）を目的とする電話をいう。

(2) 特殊詐欺防止装置

次のいずれかに該当する機能を有するものをいう。

ア 通話録音警告機

固定電話機に接続する装置であって、自動で発信者に対し録音を行う旨の応答をし、録音を行う機能を有する装置

イ 特殊詐欺対策電話機

自動応答録音装置等を備えた迷惑電話への対策機能を有する固定電話機

ウ 着信拒否装置

固定電話機に接続する装置であって、管理サーバーに登録された迷惑電話を発信する番号からの着信を自動で判別し、警告を表示し、または自動的に着信を切断する機能を有する装置

### (補助の対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 特殊詐欺防止装置を設置する町内の住宅に現に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本町の住民基本台帳に記録されている者で、申請年度末時点の満年齢が65歳以上の者（以下「高齢者」という。）または当該高齢者の属する世帯の構成員である者
- (2) 本町において、過去に同補助金の適用を受けていない者

- (3) 町税の滞納がない者
- (4) 南知多町暴力団排除条例（平成23年南知多町条例第10号）に規定する暴力団員でない者または暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していない者  
（補助条件）

第4条 この補助金の交付について、補助対象者に対する補助条件として次の事項を定める。

- (1) 特殊詐欺防止装置を購入及び設置した後に生じた迷惑電話による損害について、町が一切責任を負わないことについて了承すること。
- (2) 申請者本人またはその世帯の構成員の使用の用に供するために設置購入すること。
- (3) 特殊詐欺防止装置を購入し、及び設置した後3年以上使用すること。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではない。
  - ア 天災、事故等による破損等、事故の責任ではない理由により処分するとき。
  - イ その他、町長が認めたとき。

（補助の対象経費）

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、特殊詐欺防止装置の購入及び設置に係る費用とする。

（補助金の額）

第6条 この要綱による補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、5,000円を上限とする。

（補助金の交付申請）

第7条 この要綱による補助金の交付を受けようとする者は、特殊詐欺防止装置を購入する前に、南知多町特殊詐欺防止装置購入費補助金交付申請書（様式第1号）に必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- 2 この要綱による補助金の交付は、各1世帯につき1回限りとする。

（補助金の交付決定等）

第8条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、南知多町特殊詐欺防止装置購入費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、前項の交付の決定に際し条件を付することができる。

- 3 町長は、補助金を交付することが不相当と認めたときは、その旨を南知多町特殊詐欺防止装置購入費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助金交付申請の取下げ)

第9条 申請者は、第7条の申請を取下げようとする場合は、南知多町特殊詐欺防止装置購入費補助金交付申請取下届(様式第4号)により、速やかに町長にその旨を届け出なければならない。

(補助事業の変更)

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業の内容を変更しようとする場合、南知多町特殊詐欺防止装置購入費補助金交付決定変更申請書(様式第5号)に変更内容がわかる書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があった場合、その内容を審査し、適当と認めたときは、その旨を申請者に南知多町特殊詐欺防止装置購入費補助金交付決定変更通知書(様式第6号)により通知するものとする。

3 町長は、本条第1項の申請が不適当と認めたときは、南知多町特殊詐欺防止装置購入費補助金交付決定変更不承認通知書(様式第7号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告等)

第11条 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業が完了した日から起算して30日以内又は交付決定を受けた日の属する年度の3月1日のいずれか早い日までに南知多町特殊詐欺防止装置購入費補助金実績報告書(様式第8号)に必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 町長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を申請者に南知多町特殊詐欺防止装置購入費補助金確定通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(補助金の請求等)

第13条 申請者は前条の規定による通知を受けた日の属する年度の3月31日までに南知多町特殊詐欺防止装置購入費補助金交付請求書(様式第10号。以下「請求書」という。)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求書に基づき、申請者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第14条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消し、南知多町特殊詐欺防止装置購入費補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により、申請者に通知するものとする。

(1) 虚偽の申請その他の不正行為により、補助金の交付を受けたことが判明した

とき。

(2) 補助金を補助対象経費以外に使用したとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定の取消しをした場合は、既に交付した補助金を町長の定める期日までに返還を命ずることができ、その返還命令は南知多町特殊詐欺防止装置購入費補助金返還命令書（様式12号）により行うものとする。

（町による調査）

第15条 町長は、補助金の交付を達成するため必要な範囲において、この要綱による補助金の交付を受けて取得した特殊詐欺防止装置の使用状況について調査を行うことができる。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。